



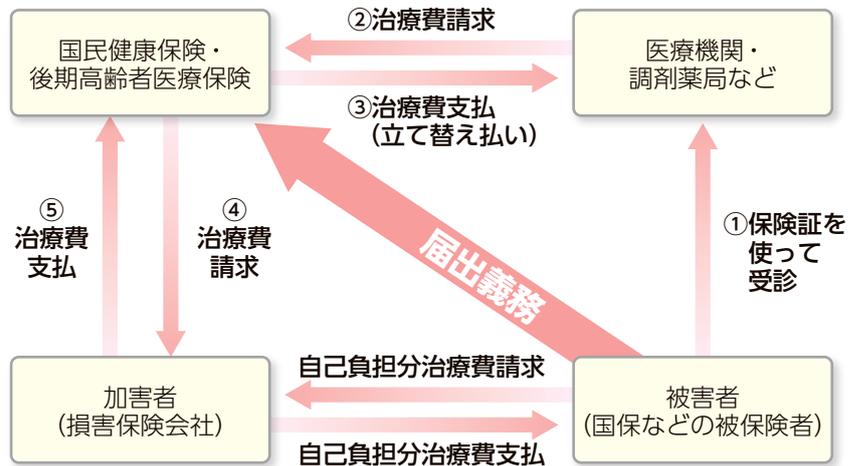
交通事故などで怪我をして 国民健康保険・後期高齢者医療保険を使って 治療を受けた場合は必ず窓口へ届出を！

第三者行為による損害賠償請求のしくみ

第三者行為による怪我や病気の治療についても、国民健康保険・後期高齢者医療保険を使うことができます。

その場合、本来は相手方(第三者)が負担すべき治療費を、国保などで一時的に立て替え、後日その治療費を第三者に請求します。

被害者は、国保などを使って治療を受けた時は、必ず役場の窓口「第三者行為による被害(傷病)届」を提出しなければいけません。



第三者行為には何があるの？



届出に必要なものは？

- ① 第三者行為による被害届
 - ② 交通事故証明書(交通事故の場合)
 - ※自動車安全運転センターで発行しています。
 - ※物件事故扱いになっている場合は、⑥人身事故証明書入手不能理由書が別途必要になります。
 - ③ 事故発生状況報告書
 - ④ 念書(被保険者(被害者)が記入)
 - ⑤ 誓約書(相手方(加害者)が記入)
 - ⑥ 人身事故証明書入手不能理由書
 - ⑦ 認印
- ※①、③、④、⑤、⑥の様式は健康推進課窓口・村ホームページからダウンロードできます。



村HP

治療費を誰に請求するの？

加害者の車の任意保険や自賠責保険、施設賠償保険などに請求します。加害者が保険に未加入であれば、加害者本人に請求します。

マイナ保険証をお持ちでない人へ

マイナ保険証への本格的な移行が始まります。移行に際し、現在の健康保険証が使用できなくなるのでは？と、ご心配の方もいらっしゃると思いますが、12月2日(月)現在で有効な健康保険証をお持ちの方は、有効期間はそのままその保険証で医療機関を受診できます。

また、有効期間の経過前に、これまでの保険証と同様に使用できる「資格確認書」が発行されます。安心して医療機関を受診してください。

マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでない方は、マイナポータル、セブン銀行、健康推進課および住民福祉課にて登録ができますので、利用登録をお願いします。